

「地域建設業経営強化融資制度」の概要

1 対象工事

県発注工事のうち、次の工事を除く工事。

①債務負担行為、歳出予算の繰越等工期が複数年度にわたる工事。

ただし、債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事又は前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれるものを見除く。

②地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に基づく低入札価格調査の対象となった工事

③役務的保証を必要とする工事

④債権譲渡の承諾するに当たって知事が不適当と認める特別の事由がある工事

2 債権譲渡先

事業協同組合又は(一財)建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者((株)建設総合サービスがその認定を受け、本県でも制度の運用が可能となっています。)

3 適用年月日

平成20年11月14日から令和13年3月末日まで

4 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降

5 融資の流れ

①出来高に応じた融資を受ける場合

県の承諾を得て工事請負代金債権を(株)建設総合サービスへ譲渡することにより、出来高の範囲内で(株)建設総合サービスから融資を受けられる。

②出来高を超える部分の融資を受ける場合

西日本建設業保証(株)の債務保証を条件として、出来高を超える部分(請負代金の9割から①の融資額を差し引いた額)について、金融機関から融資を受けられる。